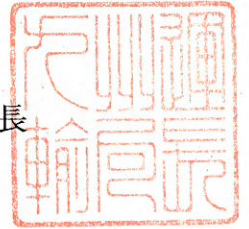




九運人事第457号  
平成31年3月19日

九州冷蔵倉庫協議会 御中

九州運輸局長



統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今般、統一地方選挙を控え、国土交通事務次官より別紙のとおり通知がありましたので、貴職におかれましても、選挙当日勤務する全ての者の投票時間の確保にご配慮賜りますとともに、傘下各事業者等の方々に対しましても、同様の周知をしていただきますようお願い申し上げます。

国官人第2215号  
平成31年3月14日

内部部局の長 殿  
施設等機関の長 殿  
特別の機関の長 殿  
地方支分部局の長 殿  
外局の長 殿

国土交通事務次官  
(公印省略)

統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について

標記について、総務大臣から別添のとおり要請があったので、その趣旨に則り措置するようお願いいたします。



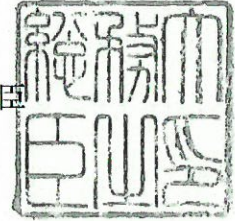


大

総行管第107号  
平成31年3月1日

国土交通大臣 殿

総務大臣



統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について

公職選挙法第6条第3項の規定により、選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならないとされているところです。

貴職におかれては、平成31年4月7日及び4月21日執行の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に当たり、下記のとおり、民間の会社、工場等を含め、選挙当日勤務する全ての者の投票時間の確保等について格段の配慮をお願いします。

記

- 1 選挙当日勤務する政府職員に対する投票の便宜供与等について
  - (1) 選挙権の行使に万全を期するため、選挙当日勤務する政府職員に対しては、公務に支障のない限り投票するための特別休暇、交代勤務等の便宜を与えること。
  - (2) 国会、裁判所及び政府関係機関の職員についても、(1)に準じて措置すること。
  - (3) 民間の会社、工場等においても、(1)の趣旨に準じて選挙権行使のための便宜を図るとともに、遅刻、早退等による給与の差引きを行わないよう関係各府省庁から協力を依頼すること。
- 2 選挙当日の各種行事、催物等の開催時刻の調整について  
選挙当日、政府主催の各種行事、催物等を予定している場合は、開催期日の再検討又は開催時刻の調整を行い、投票の便宜を図るよう考慮すること。

○公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）（抄）

（選挙に関する啓発、周知等）

第六条 総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2 （略）

3 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

## 統一地方選挙の選挙当日に勤務する主な職員について

・自衛官

・刑務所職員

・入国管理事務所職員

・税関職員

・海上保安庁、気象庁職員

・国立公園職員

・守衛

等



(参考資料)

平成31年統一地方選挙の日程

選挙の種類	執行予定団体	告示日	選挙期日
都道府県知事選挙	北海道、神奈川県、福井県、 三重県、奈良県、鳥取県、 島根県、徳島県、福岡県、 大分県 計10団体	3月21日(木)	4月7日(日)
都道府県議会議員 選挙	岩手県、宮城県、福島県、 茨城県、東京都、沖縄県を 除く41道府県	3月29日(金)	4月7日(日)
指定都市市長選挙	札幌市、相模原市、静岡市、 浜松市、広島市 計5団体	3月24日(日)	4月7日(日)
指定都市議会議員 選挙	札幌市、さいたま市、千葉 市、横浜市、川崎市、相模 原市、新潟市、浜松市、名 古屋市、京都市、大阪市、 堺市、神戸市、岡山市、広 島市、福岡市、熊本市 計17団体	3月29日(金)	4月7日(日)
指定都市以外の市 特別区の長及び議 会議員の選挙		4月14日(日)	4月21日(日)
町村の長及び議会 議員の選挙		4月16日(火)	4月21日(日)